

○建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則

昭和42年4月5日

市規則第24号

改正 昭和44年7月22日市規則第76号

昭和49年3月27日市規則第24号

平成6年3月31日市規則第49号

平成12年12月28日市規則第195号

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物における駐車施設の附置等に関する条例(昭和42年市条例第11号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(駐車施設を要しない建築物)

第2条 条例第3条第2項の規定による駐車施設を要しない建築物は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校及び幼稚園並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する乳児院及び保育所とする。

(駐車施設の区画)

第3条 駐車施設は、駐車のために供する部分及び車路は明確に区分するとともに、駐車のために供する部分を1台ごとに区分しなければならない。

(特殊の装置)

第4条 条例第6条第3項に規定する特殊な装置を用いる駐車施設で、自動車が有効かつ安全に駐車することができるものと市長が認めるものは、当該特殊の装置について駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15条の規定により国土交通大臣が同令第2章第1節の規定による構造若しくは設備と同等以上の効力があると認めたもの又はこれらと同等以上の効力を有するものとする。

(隔地駐車施設の承認申請)

第5条 条例第8条第2項の規定による駐車施設の設置の承認を受けようとする者は、隔地駐車施設(変更)承認申請書(様式第1号)1通、隔地駐車施設(変更)承認・不承認通知書(様式第2号)1通及び駐車施設調書(様式第3号)2通に別表に掲げる図面2部を添付して市長に提出しなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときもまた同様とする。

(隔地駐車施設の承認通知)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書について承認又は不承認を決定したときは、隔地駐車施設(変更)承認・不承認通知書に所要事項を記載して申請者に通知するも

のとする。

(届出)

第7条 条例第9条の規定に基づき駐車施設の附置に関して市長に届け出ようとする者は、駐車施設(変更)届出書(様式第4号)及び駐車施設調書(様式第3号)各2通に別表に掲げる図面2部を添付して市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときもまた同様とする。

(工事完了届)

第8条 前条により届け出たものは、工事完了後速やかに駐車施設工事完了届(様式第5号)2通を市長に届け出なければならない。

(立入検査の際の身分証票)

第9条 条例第12条第2項の規定による職員の身分を示す証票は、様式第6号に定めるところによる。

(措置命令)

第10条 条例第13条に規定する駐車施設の附置、設置又は原状回復その他当該違反を是正するための措置命令は、様式第7号に定めるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則(昭和44年市規則第76号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年7月12日から適用する。

附 則(昭和49年市規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年市規則第49号)

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成12年市規則第195号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

別表(第5条、第7条関係)

用途	図面の種類	明示すべき事項
第5条による承認用	附近見取図	方位、道路、目標となる地物及び位置、並びに駐車施設を設けなければならない建築物との距離
	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、位置、駐車施設内外の車路及びその幅員、並びに敷地が接する道路及びその幅員

	各階平面図	縮尺，方位，間取，規模，各部の用途並びに駐車施設内外の車路及びその幅員
第7条による届出用	附近見取図	方位，道路，目標となる地物及び位置
	配置図	縮尺，方位，敷地境界線，位置，駐車施設内外の車路及び幅員，並びに敷地が接する道路及び幅員
	各階平面図	縮尺，方位，間取，規模，各部の用途並びに駐車施設内外の車路及び幅員

(注) 条例第8条第2項の規定により駐車施設を設置しようとする場合は，当該建築物の配置図，各階平面図もあわせて添付すること。

様式第1号(第5条関係)

隔地駐車施設(変更)承認申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請者住所

氏名 印

建築物における駐車施設の附置等に関する条例第8条第2項の規定により承認を申請します。

隔地駐車施設の概要

駐車施設所在地			
権利種別	・自己所有地 ・借地 ・その他()		
使用承諾者	住所 氏名	TEL 印	
	普通車 (内、車いす利用者用)	小 型 車	計
台 数	台(台)	台	台
※条例による算定台数	台(台)	台	台
※上記の内、隔地に要求される台数	台(台)	台	台
駐車施設を敷地内に附置できない理由			

※受付	年 月 日 第 号
※確認申請受付 確認年月日	年 月 日 第 号 年 月 日 第 号

(注) ※印の欄には記入しないでください。

様式第2号(第5条関係)

隔地駐車施設(変更)承認・不承認通知書

年 月 日

様

岡山市長

印

※通知欄

隔地駐車施設の概要

駐 車 施 設 所 在 地			
権 利 種 別	・自己所有地 ・借地 ・その他()		
使 用 承 諾 者	住所 氏名	TEL 印	
	普通車 (内, 車いす利用者用)	小 型 車	計
台 数	台(台)	台	台
※条例による算定台数	台(台)	台	台
※上記の内, 隔地に要求される台数	台(台)	台	台
駐車施設を敷地内に附置できない理由			

※受付	年 月 日 第 号
※確認申請受付 確認年月日	年 月 日 第 号 年 月 日 第 号

(注) ※印の欄には記入しないでください。

様式第3号(第5条, 第7条関係)

駐 車 施 設 調 書

条例第3～5条の建築物の概要

建築主住所氏名	〒			TEL
設計者住所氏名	〒			TEL
監理者住所氏名	〒			TEL
施工者住所氏名	〒			TEL
建築物所在地	岡山市			
地域地区	・駐車場整備地区 ・商業地域 ・近隣商業地域 ・周辺地区 ・自動車交通ふくそう地区			
工事種別	・新築 ・増築 ・用途変更			
主要用途		構造		階数
延面積	申請部分	m ² , 申請以外の部分	m ² , 合計	m ²
附置義務台数算定 基準面積 (増築又は用途変更の 場合は, 従前の面積 を()内に記入)	特定部分	店舗又は事務所の 用途に供する部分	m ² (m ²)
		その他の用途に供 する部分	m ² (m ²)
		計	m ² (m ²)
	非特定部分		m ² (m ²)
	駐車施設部分		m ² (m ²)
合計		m ² (m ²)	

駐車施設の概要(全ての駐車施設につき記載)

	条例第6条の規模に該当する駐車施設		左記以外の 駐車施設
駐車施設所在地			
車室1区画の規格 寸法 面積	普通車(内, 車いす利用者用) m × m (m × m) m ² (m ²)	小型車 m × m m ²	m × m m ²
駐車施設台数	台(台)	台	台
駐車型式	・屋外平面・自走式立体・機械式立体・その他()		
条例による算定値計算式			
算定値: 普通車 台(内, 車いす利用者用 台), 小型車 台			

(注) 駐車施設を敷地内と隣地の双方に設ける場合は, 各々別に調書を作成して下さい。

様式第4号(第7条関係)

駐 車 施 設 (変 更) 届 出 書

年 月 日

岡山市長 様

届出者住所

氏名

印

建築物における駐車施設の附置等に関する条例第9条の規定により下記のとおり届出ます。

届出駐車施設

所在地 敷地内：				
隔 地：				
	普通車 (内、車いす利用者用)	小型車	計	型 式
敷地内	台(台)	台	台	屋外・自走・機械・その他 平面 立体 立体 ()
隔地	台(台)	台	台	屋外・自走・機械・その他 平面 立体 立体 ()
計	台(台)	台	台	

条例第3～5条の建築物の概要

所在地	岡山市		
地域地区	・駐車場整備地区・商業地域・近隣商業地域・周辺地区 ・自動車交通ふくそう地区		
工事種別	・新築・増築・用途変更	主要用途	
面積 (増築又は用途変更の場合は、従前の面積を()内に記入)	特定部分	店舗又は事務所の用途に供する部分	m ² (m ²)
		その他の用途に供する部分	m ² (m ²)
		計	m ² (m ²)
	非特定部分		m ² (m ²)
	駐車施設部分		m ² (m ²)
	合計		m ² (m ²)

※受付	年 月 日 第 号
※確認申請受付 確認年月日	年 月 日 第 号 年 月 日 第 号
※条例による算定値計算式	
算定値：普通車 台(内、車いす利用者用 台) 小型車 台	

(注) ※印の欄には記入しないでください。

添付書類：駐車施設調書、附近見取図、配置図、各階平面図
提出部数 2部

様式第5号(第8条関係)

駐 車 施 設 工 事 完 了 届

年 月 日

岡山市長 様

届出者 住 所

氏 名

印

TEL

建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第8条の規定により下記のとおり届出ます。

駐車施設届出書受付	年 月 日 第 号
確 認 年 月 日	年 月 日 第 号

届出駐車施設の概要

所在地	敷地内： 隔 地：			
	普通車 (内、車いす利用者用)	小 型 車	計	型 式
敷 地 内	台(台)	台	台	屋外・自走・機械・その他 平面 立体 立体 ()
隔 地	台(台)	台	台	屋外・自走・機械・その他 平面 立体 立体 ()
計	台(台)	台	台	
※条例による算定台数	台(台)	台	台	
※検査	年 月 日	合 ・ 否		
	年 月 日	合 ・ 否		

(注) ※印の欄には、記入しないでください。

駐車施設(変更)届出書(様式第4号)の写し及び届出駐車施設の完成写真を添付して下さい。

提出部数 2部

様式第6号(第9条関係)

(表)

		第	号
身 分 証 明 書			
職 氏 名	年 月 日生		
上記の者は、建築物における駐車施設の附置等に関する条例(昭和42年市条例第11号)第12条の規定により立入検査をすることができる者であることを証する。			
年 月 日			
岡山市長			印

(裏)

1 本証は、建築物又は駐車施設の立入検査をする場合は常時携帯し、関係人の請求があった場合にはこれを提示しなければならない。
2 本証は、他人に貸与し又は譲渡してはならない。
3 本証を損傷し、又は亡失したときは理由を付して直ちに届け出なければならない。
4 本証は、資格を失ったときは直ちに返還しなければならない。

(大きさ 縦6.5cm 横9.3cm)

様式第7号(第10条関係)

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

岡山市長 印

措 置 命 令 書

建 築 物 の 所 在 地
建 築 物 の 用 途 及 び 規 模

上記の建築物は、建築物における駐車施設の附置等に関する条例(昭和42年市条例第11号)第 条の規定に違反しているので、同条例第13条の規定により次のとおり命ずる。

記

1 措 置

2 理 由

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第5条, 第7条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第8条関係)

様式第6号(第9条関係)

様式第7号(第10条関係)